

**奥尻町ファイリングシステム導入支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

現在当町では、新庁舎の建設計画を進めており、令和6年度5月には新庁舎の完成・移転が予定されている。新庁舎の執務スペースは、コンパクトで効率的な事務空間を実現するため必要最小限の面積とし、文書保管スペースの大幅な縮減が求められていることから、新庁舎への円滑な移転と今後新たに発生する文書等の抑制を図る必要がある。

本業務は、総体的な文書量の削減を図り、かつ、文書の検索性と共有化に優れ、より効率的で適正な文書管理が可能とされる「ファイリングシステム（文書管理を簿冊方式ではなく個別フォルダーに挟んで管理する方式）」を導入することとしたものである。

本業務の実施に当たっては、単なる請負価格のみではなく、当町の文書管理の現状を踏まえ、確実にファイリングシステムを導入し、将来にわたってその仕組みを定着させる必要があるため、専門的な知識と導入経験を有し、本目的に沿った支援が可能な受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 奥尻町ファイリングシステム導入支援業務
- (2) 業務内容 「奥尻町ファイリングシステム導入支援業務委託仕様書（案）」のとおり
- (3) 履行場所 奥尻町役場本庁舎、保健福祉センター、国保病院、海洋研修センター、議会、空港管理事務所
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (5) 予算規模 本業務に係る委託料は、5,805,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。ただし、フォルダー等ファイリング用品の購入等に要する費用は含まないものとする。
- (6) 担当部署 奥尻町総務課管財係
〒043-1498 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻806番地
電話 01397-2-3401（内線116）
FAX 01397-2-3445
E-mail : info@town.okushiri.lg.jp

3 実施の公表

- (1) 公表方法 奥尻町掲示場及び奥尻町公式ウェブサイト（<https://www.town.okushiri.lg.jp/>）への掲載による。
- (2) 公表年月日 令和4年4月28日（木）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす

者とする。

- (1) 地方自治法施行令（平成 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奥尻町指名競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 13 年 8 月制定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 本業務と同種のファイリングシステム導入支援業務を行う体制を有し、過去に地方公共団体への導入コンサルティング実績を有している者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 書庫管理の方法についても、指導・助言ができること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

5 スケジュール

受託候補者の募集及び選定は、下記のスケジュールで行うものとする。

（※ただし、状況により変更する場合がある。）

実施内容	実施期間又は期日
実施に関する公告	令和 4 年 4 月 28 日（木）
実施要領等に対する質問受付期間	令和 4 年 4 月 28 日（木）～ 5 月 13 日（金）
上記に対する質問回答日	令和 4 年 5 月 17 日（火）
参加表明書の提出期限	令和 4 年 5 月 23 日（月）
参加資格要件確認結果通知（企画提案書の提出要請）	令和 4 年 5 月 25 日（水）
企画提案書の提出期限	令和 4 年 5 月 25 日（水）～ 令和 4 年 6 月 8 日（水）
ヒアリング実施	令和 4 年 6 月下旬
企画提案書の審査結果通知（受託候補者の決定）	令和 3 年 7 月初旬
契約締結	令和 3 年 7 月上旬～中旬

6 公募型プロポーザル方式の中止等について

- (1) 緊急等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消すことがある。
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の拡大状況により、実施スケジュールの内容等を変更することがある。
- (3) 中止等のお知らせは、奥尻町公式ホームページに掲載する。
- (4) 上記の場合においても、本プロポーザルに要した費用を当町に請求することはできない。

7 参加表明書の提出等

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 事業者概要（様式第2号もしくは所定の記載内容が確認できれば任意様式でも可） 1部

ウ 履歴事項全部証明書（任意団体の場合は定款とする）＜提出日前3か月以内に発行されたもの＞ 1通

エ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について滞納がないことの証明書

オ 直近5年間における地方公共団体又は企業、団体等への導入コンサルティング実績、あるいは同種事業の実績を示す書類（様式自由） 1部 【例：業務委託契約書の写しなど】

(2) 参加表明書等の提出方法

ア 提出期限 令和4年5月23日（月）午後5時まで

イ 提出方法 郵送（提出期限内に必着とし、書留郵便等の到達が確認できる郵便とする。）により提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り直接持参による提出も可とする。

ウ 提出先2の（6）に同じ

8 参加資格要件確認結果の通知

提出された参加表明書等の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果について令和4年5月25日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知を電子メールにて提出者あて通知する。

(1) 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨、その理由、所定の期限までにその理由についての説明を求めることができる旨及びその方法等

9 質問及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和4年4月28日（木）から5月13日（金）午後5時までに、質問書（様式第3号）を電子メールにて担当部署あてに提出し、かつ電話により担当部署あてに提出した旨を連絡すること。

（なお、質問書の提出及び連絡は、上記提出期間内の土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）質問に対する回答は、令和4年5月17日（火）までに参加者全員に電子メールで回答する。この場合、回答書に記載した内容は実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

なお、電話での質問は、軽微な内容のものでも一切受け付けない。

10 評価方法及び提出書類

参加資格が認められた参加者を対象に、企画提案書等の提出を求めるほか、企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング審査（以下「ヒアリング審査等」という。）を実施する。なお、ヒアリング審査等の実施日時及び会場については、参加者に別途通知するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第4号）

イ 企画提案書（任意様式）

※別添の「奥尻町ファイリングシステム導入支援業務委託仕様書」及び「評価要領」に基づき作成すること。

ウ 導入工程表（任意様式）

エ 参考見積書（様式第5号もしくは任意様式でも可）及び内訳書（任意様式）

(2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

(3) 提出期限 令和4年6月8日（水）午後5時 必着

(4) 提出方法 郵送（提出期限内に必着とし、書留郵便等の到達が確認できる郵便とする。）により提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り直接持参による提出も可とする。

(5) 提出先 2の（6）に同じ

(6) 作成上の注意事項

ア 提出資料の用紙サイズは、A4版とすること。

イ 企画提案は、1企画提案者につき一つ限りとする。

ウ 企画提案内容の文書の補完のために、画像やイラスト等を用いることを可とする。また、カラー印刷も可とする。

エ 審査の公平性を期すため、（1）アの企画提案書提出届（様式第4号）以外の提出書類には、法人名及び法人名を推測できる表現を入れないこと。

オ 企画提案書等については、後述するヒアリング審査等における説明資料とする。（ヒアリング審査等の当日は、提出済みの企画提案書以外の資料等の配付は認めない。）

(7) ヒアリング審査等

企画提案書等に係るヒアリング審査等は、次により行うものとする。

ア ヒアリング審査等は、技術提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑10分）とする。

イ ヒアリング審査等は、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配付等は認めないものとする。

ウ ヒアリング審査等では、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは企画提案者が用意し、自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。

（※プロジェクター及びスクリーンは、町が用意する。《プロジェクターはHDMIで接続》）

エ ヒアリング等審査の説明者は、説明者及び補助者を合わせて3人以内とする。

オ 審査の公平性を期すため、プレゼンテーションにおいては法人名及び法人名を推測できる表現は使用しないこと。

カ ヒアリング審査等の順番は、参加者あてに別途通知する。

キ ヒアリング審査等を欠席した場合は、企画提案書等の審査、評価及び特定から除外する。

(8) 審査方法

審査方法については、奥尻町ファイリングシステム導入支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるヒアリング審査等を経て、奥尻町ファイリングシステム導入支援業務委託に関する公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、企画提案書等についての総合評価を行うものとする。

11 参加の辞退

参加表明書又は企画提案書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、あらかじめ当町が指定する日（参加資格要件確認結果通知<企画提案書の提出要請>の際に、期日を指定して通知する。）までに辞退届（様式第6号）を担当部署あてに持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）すること。

12 受託候補者等の選定、通知及び公表

(1) 受託候補者等の選定方法

審査委員会は、ヒアリング審査等の結果及び評価要領に基づく評価結果をもとに、合計得点が高い順に最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

(2) 審査結果の通知

最優秀提案者及び優秀提案者を選定した結果は、速やかに参加者全員に対し電子メールにより次の事項を通知するものとする。なお、審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

- ア 最優秀提案者及び優秀提案者
- イ 評価点数（合計点のみ）
- ウ 最優秀提案者にあつては、今後の契約手続きの旨

(3) 審査結果の公表

受託候補者等の選定結果は、奥尻町掲示場及び奥尻町公式ウェブサイト上において次の事項について公表するものとする。

- ア 受託候補者等（受託候補者及び次点者のみ公表とし、それ以外の参加者名は公表しない。）
- イ 評価点数（合計点のみ）
- ウ 受託候補者の特定理由

(4) その他 審査委員会の議事録及び各審査委員の採点結果は、公表しない。

13 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

発注者（町）は、受託候補者と本業務について協議を行い、見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、企画提案時と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。

また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に次点者と契約を締結することとする。

①交渉が不調となった場合

②地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合

③その他の理由により契約ができなかった場合

(2) 契約保証金 要しない。

(3) 契約書作成の要否 作成を要する。

(4) 委託金額の支払条件 本業務の完了（業務完成検査確認）後の一括後払いとし、検査完了後に適法な請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(5) 再委託等の禁止

ア 本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

イ 本委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて発注者の承諾を得なければならない。

14 その他（失格事項等）

(1) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 提出期限までに企画提案書が提出されない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

(3) 提出書類の作成、提出及びヒアリング審査等の参加費用は、参加者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等の著作権は、原則として参加者に帰属するものとする。

(5) 提出された書類等は、返却しないものとする。

(6) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用には供しない。

(7) 提出された書類は、プロポーザルの手続き及びこれに関連する事務処理において必要があるときは、複製する場合がある。

(8) 町は、参加者から提出された書類について、奥尻町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。